

## 離職に伴い住居の退去を余儀なくされる者に係る県営住宅目的外使用許可要項

制定 令和2年4月24日

一部改正 令和3年11月1日

一部改正 令和4年1月26日

### 1 趣旨

この要項は、労働者の責によらず離職し、現に居住している住宅（以下「現住宅」という。）からの退去を余儀なくされた者への支援としての県営住宅の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象者

使用許可を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業所の倒産等、労働契約期間満了等（労働者からの契約の更新を希望する旨の申出があったものに限る。）又は事業主からの働きかけ（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職したこと。
- (2) 離職に伴い、次のいずれかに該当し、現住宅を退去した、又は退去する予定であること。
  - ア 現住宅が社宅（その名称を問わず、事業主が雇用関係があることを前提として提供する住宅をいう。）であること。
  - イ 離職後の収入が雇用保険の失業給付の額以下であり、かつ、その額から現住宅に係る家賃を引いた額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算出される額未満であること。
- (3) 原則、和歌山県内において求職活動をしている、又はする予定であること。
- (4) 使用者（同居者を含む。以下同じ。）が暴力団員でないこと。

### 3 対象県営住宅及び使用料

別表のとおりとすること。

### 4 使用許可期間

使用開始日から1年以内。ただし、就職し、新たな住宅を確保することができる状況になった場合は、使用許可の期間にかかわらず、使用許可を取り消すものとする。

### 5 許可条件

次に掲げるとおりとする。この場合において、使用を開始した後、許可条件の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 敷金及び保証人は、要しないこと。
- (2) 使用料（駐車場の使用料を含み、共同施設並びにエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持管理に要する費用（以下「共益費」という。）は含まない。）は、毎月末日までに納付しなければならないこと。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。この場合において、その行為を例示すれば、次に掲げるとおりである。

- ア ペットの飼育
- イ 大音量によるテレビの視聴、楽器の演奏又は大声
- ウ ごみの放置
- エ 私物の共用部分又は敷地内への設置又は放置
- オ 火の不始末
- カ 他の入居者への恫喝
- キ ベランダからの物の投下
- ク 共益費の不払い

- (4) 他の者への転貸はできないこと。
- (5) 許可なく使用者を変更することはできないこと。
- (6) 許可なく模様替し、又は増築してはならないこと。
- (7) 駐車場は、1世帯について1台とすること。ただし、駐車場があり、かつ、空きがある場合に限ること。
- (8) 退去時は、原状回復（使用し始めた状態に戻すこと）に要する費用を負担すること。

## 6 申込方法

次の各号に掲げる書類の全て（第6号を除く。）を揃えて郵送すること。この場合において、不備がある場合は、受け付けることができない。

- (1) 行政財産使用許可申請書（別記第1号様式）
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 次に掲げる場合にあつては、次に定める書類

ア 現住宅が社宅である場合 退去通知、解雇通知その他の社宅からの退去を求める事業主が作成した書類

イ 現住宅が社宅でない場合 賃貸借契約書その他の現住宅の家賃額がわかる書類

- (4) 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者受給資格者証の写し
- (5) 住民票（世帯全員のものであって、世帯主及び続柄の記載があるもの）
- (6) 前各号に定めるほか必要と認める書類

## 7 書類の配布

- (1) 6の(1)及び(2)は、県ホームページからのダウンロード、郵送又は来庁により配布する。この場合において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り県ホームページからのダウンロード又は郵送によること。
- (2) 郵送による配布を希望する場合は、宛名を記載し、必要額の切手を貼付した返信用封筒を、表面に「要項書類配布希望」と明記した封筒に同封し、8(3)の担当課等に郵送しなければならない。

## 8 その他

申請にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 事前の内覧は、できないこと。

(2) 先着順に使用を許可するものとし、提供戸数がなくなり次第終了すること。ただし、空き戸が出た場合は、この限りでない。

(3) 担当課等は、次のとおりとする。

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課 (担当班 管理班)  
 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館10階  
 郵便番号 640-8585 (住所記載不要)  
 電話番号 073-441-3238  
 ファクシミリ番号 073-422-0733

附 則

この要項は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月1日から施行する。

別表 (第3項関係)

| 対象<br>県営<br>住宅 | 所在地                 | 提供<br>戸数 | 間取り<br>及び面積    | 使用料<br>(月) | 駐車場 | 駐車場<br>使用料<br>(月) |
|----------------|---------------------|----------|----------------|------------|-----|-------------------|
| 紀伊             | 和歌山市弘西1042-8        | 1        | 3LDK<br>71.9㎡  | 31,400円    | 有   | 3,210円            |
| 栄谷             | 和歌山市栄谷60            | 1        | 2DK+S<br>47.5㎡ | 13,700円    | 有   | 3,210円            |
| 西脇グリーン         | 和歌山市西庄155           | 1        | 3DK<br>57.6㎡   | 18,200円    | 一部  | 3,210円            |
|                |                     | 1        | 3DK<br>59.9㎡   | 19,500円    |     |                   |
| 長山             | 紀の川市貴志川町長山<br>277-6 | 1        | 3DK<br>59.1㎡   | 16,200円    | 有   | 2,570円            |
| 鴨沼             | 岩出市吉田392-8          | 1        | 3DK<br>63.2㎡   | 20,400円    | 一部  | 2,570円            |

|    |                     |   |              |         |   |        |
|----|---------------------|---|--------------|---------|---|--------|
| 港  | 有田市港町793-10         | 2 | 3DK<br>60.0㎡ | 17,600円 | 有 | 2,570円 |
| 野上 | 海草郡紀美野町小畑<br>834-56 | 2 | 3DK<br>62.9㎡ | 17,700円 | 有 | 2,250円 |

注 月の途中から使用を開始した場合の使用料は、日割りによる。

別記第1号様式（第6項関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

記

1 使用の許可に係る行政財産の名称、所在地及び区分

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 区分 県営住宅

2 使用の目的及び用途 一時居住のため

3 使用の許可を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用者（同居者を含む。）の氏名、生年月日、性別及び申請者との続柄

| ふりがな<br>氏名 | 生年月日 | 性別 | 続柄  |
|------------|------|----|-----|
|            |      |    | 申請者 |
|            |      |    |     |
|            |      |    |     |
|            |      |    |     |

添付書類

- 1 誓約書（別記第2号様式）
- 2 退去通知、解雇通知などの退去を求められたことがわかる書類（現住宅が社宅の場合）  
賃貸借契約書など現住宅の家賃の額がわかる書類（現住宅が社宅でない場合）
- 3 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者受給資格者証の写し
- 4 世帯全員の住民票（写し可）

誓約書

和歌山県知事様

私は、（使用許可の対象の県営住宅の名称）の使用許可を受けるにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

なお、誓約に反した場合、使用許可を取り消されても異存ありません。

- 1 使用者及び使用者と同居する者全員が暴力団員でないこと。
- 2 使用料を毎月末日までに納付すること。
- 3 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 4 他の者へ転貸しないこと。
- 5 許可なく使用者を変更しないこと。
- 6 許可なく模様替し、又は増築しないこと。
- 7 退去時は、原状回復に要する費用を負担すること。

年 月 日

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（署名又は記名押印）